

さいたま市告示第156号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和元年5月29日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ビバホーム浦和さいど店

所在地 さいたま市緑区道祖土二丁目9番22号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社LIXILビバ

代表取締役 渡邊 修

住所 さいたま浦和区上木崎一丁目13番1号

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社LIXILビバ	午前9時30分	午後8時00分

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社LIXILビバ	午前6時30分	午後9時00分

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場	利用可能時間帯
店舗平面駐車場①	午前9時00分～午後8時30分

(変更後)

駐車場	利用可能時間帯
店舗平面駐車場①	午前6時00分～午後9時30分

(4) 変更する年月日

令和元年7月31日

(5) 上記(3)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業者		住所
氏名又は名称	代表者（法人の場合）	
株式会社LIXILビバ	代表取締役 渡邊 修	埼玉県さいたま市浦和区上木崎上木崎一丁目13番1号

イ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

1, 497 m²

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の位置及び収容台数

位置	収容台数
店舗平面駐車場①	41台
計	41台

(イ) 駐輪場の位置及び収容台数

位置	収容台数
店舗南側駐輪場①	19台
計	19台

(ウ) 荷さばき施設の位置及び面積

位置	面積	備考
店舗西側荷さばき施設①	42.0 m ²	
計	42 m ²	小数点以下四捨五入

(エ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置	容量	備考
店舗西側廃棄物保管施設①	4,500 m ³	紙製廃棄物等
店舗西側廃棄物保管施設②	3,000 m ³	金属製廃棄物等
店舗西側廃棄物保管施設③	3,000 m ³	ガラス製廃棄物等
店舗西側廃棄物保管施設④	4,500 m ³	プラスチック製廃棄物等
店舗西側廃棄物保管施設⑤	3,375 m ³	生ごみ等
店舗西側廃棄物保管施設⑥	2,250 m ³	その他可能性廃棄物等
合計	21 m ³	小数点以下四捨五入

エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

区分	出入口の数	位置
店舗平面駐車場① 出入口	5箇所	出入口①～⑤
計	5箇所	

(イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

位置	荷さばき可能時間帯
店舗西側荷さばき施設①	午前6時00分～午後10時00分

2 届出年月日

令和元年5月20日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和元年5月29日から令和元年9月30日

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1966

(2) 浦和区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)6179

FAX 048(829)6235

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和元年5月29日から令和元年9月30日

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1966